

令和4年度第3回狛江市国民健康保険運営協議会
事前質問に対する回答

(1) 審議事項

①狛江市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【質問1】

今回の賦課限度額の引き上げ、軽減の拡充を行う理由は何でしょうか。

【回答】

賦課限度額の引き上げについては、コロナ禍で減少した医療費が上昇傾向に転じて今後も保険税率の上昇が見込まれる中、限度額の引き上げによって高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和することが目的とされております。

軽減の拡充については、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、経済動向等を踏まえて軽減判定所得を引き上げるものでございます。

【質問2】

今回の改正を行うにあたって、変更金額等はどのようにして算定した結果なのでしょうか。

【回答】

賦課限度額の引き上げについては、被用者保険との公平を図る観点から、厚生労働省で国保税限度額の超過世帯割合を被用者保険に合わせた一定の割合（1.5%）に近づけるよう段階的に限度額を引き上げる運用上のルールを設けており、今回その割合に近づけるよう算定したもので、据え置いた場合の見込は1.56%、2万円引き上げた場合の見込は1.51%となります。

軽減の拡充については、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえた見直しとなっており、見直し幅は消費者物価などを総合的に勘案して決定されたものでございます。

出産育児一時金については、厚生労働省が発表した令和3年度の出産費用によると、差額ベッド代等を除く正常分娩の平均値は、公的病院で45万4,994円となっており、出産育児一時金の42万円を上回る状況となっております。

また、都道府県別の平均値は、東京都が56万5,092円で最も高く、最も低い島根県では35万7,443円で、その差は20万7,649円となっております。

こういった実情を踏まえた結果、現状の42万円から8万円増額の50万円と決定されたものです。

【質問3】

今回のように、税制改正大綱から法律改正があり市の税条例を改正するものと、前回のように市の事情で均等割・所得割（賦課限度額の引き上げもあったが）の引き上げのため市の税条例を改正する場合があります。均等割、所得割、賦課限度額、軽減について改正するときには、こことここは国が示し、ここは市が行うというような線引き・ルールがあるのでしょうか。

【回答】

賦課限度額については、地方税法により限度額を設けることが規定されており、地方税法施行令により具体的な上限額が定められていますので、市において条例で上限額を定め実施しなければなりません。

軽減については、地方税法により所得により軽減をすることが規定されており、地方税法施行令により具体的な軽減判定所得の金額が定められていますので、市において条例で軽減判定所得を定め軽減を実施しなければなりません。

一方で、保険税率等（均等割・所得割）については、地方税法において市が当該国民健康保険における費用に充てるため保険税を課するものと規定されており、医療分、支援分、介護分や均等割、所得割という区分のみ定められているものになりますので、具体的な保険税率等については、市の実情に応じて条例で定めなければなりません。

【質問4】

資料1の2 制度の内容 において軽減判定のグラフが階段状になっていますが、何故、右肩上がりの直線にしないのでしょうか。

【回答】

資料1の「2. 制度の内容」の表につきましては、縦軸が保険税額となっておりますが、上半分が所得割額、下半分が均等割額となっております。

上半分の所得割額については、所得に応じて保険税額は1円単位で上がっていくため右肩上がりの直線としていますが、下半分の均等割額については、各被保険者一律の金額であり、軽減対象者はその一律の金額からそれぞれ7割、5割、2割軽減となりますので、軽減割合に応じた金額も一律の金額となるため、階段状で示しているものでございます。